

○国土交通省告示第千六十九号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三第三項第二号二の規定に基づき、同号イからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に関する知識を有すると認める者を次のように定める。

令和二年九月三十日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号二の規定に基づき、同号イからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に関する知識を有すると認める者を次のとおり定める。

建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号二の規定に基づき、同号イからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に関する知識を有すると認める者を次のとおり定める。

一 令和五年三月三十一日までの間に限り、平成二十九年三月三十一日以前に登録経理試験（建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号口に規定する登録経理試験をいう。以下第二号から第四号までにおいて同じ。）の一級試験に合格した者

二 令和五年三月三十一日までの間に限り、平成二十九年三月三十一日以前に登録経理試験の二級試験に合格した者

三 登録経理試験の一級試験に合格した者を対象に、当該者の知識の向上を目的として一般財團法人建設業振興基金が実施する講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して五年を経過しないもの

四 登録経理試験の二級試験に合格した者を対象に、当該者の知識の向上を目的として一般社団法人建設業振興基金が実施する講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して五年を経過しないもの

五 公認会計士又は税理士であつて、これらとなる資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して五年を経過しないもの

附 則

この告示は、令和二年十月一日から施行する。